

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和4年7月12日（火） 午後2時～午後4時
会場	埼玉会館3C会議室
<p>(出席委員名)</p> <p>・吉良 英敏 ・梅野 正信 ・橋本 久雄 ・小野田正範 ・臼井 繁樹 ・寺田 竹雄 ・渡辺 大輔 ・岩田 輝子 ・相模 幸之 ・勝山 寛美 ・小澤 道夫 ・宮寄 晋 ・濱 由樹 ・新保 正俊 ・西川 達男 ・田口 義明 ・田口 典子</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・笠松 直美 ・新井 大 ・関口 充</p>	
<p>1 報告</p> <p>(1) 令和4年度人権教育課事業概要について</p> <p>○ 事務局が資料に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 人権教育実践報告会について伺う。昨年度はコロナ対応で書面開催だったとのことだが報告集みたいなものは作成しているのか、分科会の実践は特に重要だと思うが、検索してみたところ、発表者の一覧などは見つけることが出来たが中身については見つからなかった。分科会の報告集についてはこれから、或いは今後作成する予定はあるのか。</p> <p>事務局： 昨年度、書面で開催して報告書は作成している。オンラインでの公開はしていない。今年度以降の話として公開できるかどうかについて検討していきたい。</p> <p>委員： 実施方針と事業概要の関係について、内容的におおむね対応していると思われるが、実施方針の「各人権課題に対する取組」は、現在の主要な課題ということかと思う。女性、子供など14の課題が掲げられているが、これらの中で児童生徒への支援については先程3項目ほど説明いただいた。これら以外の課題についてはどのように取り組んでいるのか。</p> <p>今日の資料で取り上げていない課題の中には、高齢者、外国人、インターネットによる人権侵害などがあるが、これらの課題は高齢化、国際化、情報化といった社会全体の大きな変化、潮流の中で重要性がますます高まっているのではないかと思う。このため県の人権教育行政としてもこうした分野にますます力をいれていく必要があるのではないか。この点はおそらく【2】学校等における人権教育の推進や【3】家庭、地域社会における人権教育の推進の中でこうした人権課題についても概念上はカバーされているのかもしれないが、であればそれらの課題への対応についても資料の中に文言上明記しておいた方が良いのではないかと感じた。</p> <p>この人権教育実施方針、この春新たに定められて、各人権課題に対する取組は今後一層重要になると考えるので、来年度以降に向けて、ぜひ今一度ご検討いただければと思う。</p> <p>事務局： 説明が雑駁だったため多様な人権課題の全部を網羅しての説明とならず失礼した。補足として説明すると、インターネットによる人権侵害に関しては昨年度の</p>	

校長研修会で専門の方を呼んで御講義をいただいた。今年度の取組で社会教育担当者研修にあたっては渡辺委員から LGBTQ 関係の御説明をいただいた。

一年ですべてを網羅する事は出来ないのものでその他の取組について分かるような資料にしていきたい。

(2) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」及び「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について

- 事務局が資料に基づき説明

【質疑応答】

質問なし

2 協議

(1) 学校におけるヤングケアラー支援の取組について

- 事務局が資料に基づき説明

【協議】

委員： 2点確認したい。ヤングケアラー支援において早期発見が重要である、とあるがどのように早期発見しているのか。各学校、現場ではどうか。県はどのような把握の仕方を推奨しているのか。もう1点は、ヤングケアラーの年齢である。18歳未満がヤングケアラーの定義なので、ここを過ぎるとヤングケアラーでなくなる。どのように県としてはフォローしていくのか。

委員： 人権擁護委員は人権教育そのものにはかかわっていないが、職務として人権相談、人権啓発、人権救済の3つがある。人権啓発の部分で人権教育と関りがあるので、ヤングケアラーについては子供の人権を守ろう、の中でこの後詰めていきたいと思う。

委員： 八潮市の中学校の会長を仰せつかっている。ヤングケアラーとは話がずれるかもしれないが、家の都合で子供たちが相談無く帰ったり、家庭の事情、家の子どもたちがお手伝いなどがあって部活動や遊ぶ時間がない、という話題はよく聞くので教育委員さん等を通じてご一報いただければと思う。

委員： 社会教育の立場で参加している。人材育成の面でヤングケアラーを地域で早期発見できる人がいれば話が違ってくると思う。人が繋がって支え合えるコミュニティ、これが社会教育の目指すことでもある。ここに繋がっていくことができれば孤立しない、居場所、相談ができる場があることが肝心。早期発見をするためには情報交換も必要で、(社会教育が)学校とのつながり、地域社会とのつながりづくりを進めていくことも重要と考える。

委員： 学生と対応していて18歳以上の若者のこうした状況を目にしているのも、最初の委員と共通の関心を持っている。パンフレットも信頼できる大人の一覧があるのは良い。こんな福祉サポート一覧があると良いと感じた。

委員： ヤングケアラーの教職員研修は、何年かかけて全県に(周知する)ということだったので本校が初年度に当たらず残念だったが、養護教諭が地域の研修会に参

加し情報共有ができたのがありがたかった。情報についてはいち早く欲しいことなので早くいただけるとありがたい。

委員： 本校も昨年度ヤングケアラーサポートクラスで研修を行った。教職員、生徒ともども良い機会だったと思う。情報の提供、啓発、意識を高めることがとても重要だと感じた。これから根付いていく話題であるとは思いますが、ぜひワンショット、イベント的なものでなく、根付くような形での学校現場での取組が必要になってくると感じる。今年度の取組が一つのツールになるのかと感じる。

委員： 本校は児童養護施設を抱えるとともに外国籍の生徒が多い。ヤングケアラーの疑いが持たれる生徒も見られる。小学校からの引継資料を参考に早期発見、組織を挙げて対応に当たっているが、子ども自身が保護者をかばう傾向があり、大変だ、苦しい等の声を挙げられないケースもみられる。日頃から子供の声を聴くことの大切さを痛感している。教職員の意識を高めることも大事だが子供たち同士の意識を高めることも重要と考える。

委員： 非常にヤングケアラーについて埼玉県がいち早く取り組み始めたことは評価している。ただ、相談するだけではなく、地域で相談して解決してくれる問題にならないと進まない。地域や社会がそこをどう支援できるか、そこに踏み込めることが地域との連携も含め大切と考える。

委員： 中学校教諭として参加している。ヤングケアラーが疑われる生徒はちらほら耳にする。虐待児童に対してはすぐに動ける面があるが、ヤングケアラーについては深まった議論になっていかないと感じる。現場での関心も高まっている状況であるが、福祉サポートの話なども出ていたが、どんな支援があるのか、もう少し現場に広めていただけると助かると感じる。

委員： 男女共同参画を推進するセンターの事業課長として色々な研修を担当している。この話で思ったことは、我々の研修のうち女性関連施設の相談員、学校の男女共同参画の教員研修等をやっているが、相談に乗ったり支援したりというものは非常に難しいものがあって、一步間違うと相談に来た人を傷つけてしまう、迷惑をかけるということもあるかと思う。相談に乗る方が気付かずに傷付けてしまうことがないように凄く慎重にやらなくてはいけない。そう思った。

委員： 教育長の立場でいうと教育行政、市の立場、そして学校の立場からも考えなくてはいけないと思う。議会からも色々質問もあった。まずヤングケアラーの早期発見、これは一番大事なことだと思う。そのためには子供に寄り添うという学校の教育ですね、使命を考えて子供の変化に早く気付くということは大変重要だと思う、しかしそのために実態調査をすとか積極的に把握するとかは教員の負担増もちょっと考えていかなくてはいけない。

結論を申すとこのヤングケアラーというのはやはり国や県、市、行政の在り方が問われてくるものであるので教育委員会、行政が一体となって取り組んでいかなくてはいけないと考えている。当市は今回実態調査に取り組むこととした。これは、こども未来部が主体となり、福祉部と教育委員会とも連携しながらやっていく。

委員： 管内のある市の会議に出たがヤングケアラーについてやはり話題となっていた。その市では児童担当の部署が「県の方が高校の調査をしたということで、こちらは小中学生の調査を行う」とあった。その際支援をどうするか、と話題になり、学校の負担はどうかという意見があった。資料で教育・福祉合同研修があるが、支援について福祉と教育の役割分担、現場が連携してやっていくといい支援になると感じた。

委員： この問題で悩んでいるヤングケアラー自身が誰に相談したらよいのか、そこを広く知ってもらうことが大事である。このパンフレット（ヤングケアラーってなに？）の6頁に相談する人がいるという生徒が58%いるが、その内訳をみると家族とか親戚とか友人で、学校関係者、福祉の関係者などはあがっていない。当事者にとっては学校で相談してもいいのかな？という疑問を持っているのではないか。8頁で周囲の大人に話してみようということで学校の担任、スクールカウンセラー、ケアマネージャー、様々な方がこの問題に関わっていけると書いてある。そういう仕組みを整えていこうということなので本人たちヤングケアラーがそういう方々にリンクしていく、そこがまだ繋がっていないかなと感じる。誰に相談していいのか、そういったところを表に出していくと仕組みがはまっていけるのではないかと感じる。

委員： 資料3の学校における支援のポイントでは学校と福祉の連携について書いてあり、とても大事だと感じる。現場の職員からすると連携の必要性を感じていても、最初の初手としてアクションを起こした時、連携する窓口はどこ部署なのか、具体的に表記されていると活用しやすいのではないかと感じる。例えば、行動のフローチャートみたいなものがあると職員が働きやすいと思う。

保育現場での経験だが、支援が必要なケースが発生した際、連携を取るのがとても大変だった。時間はかかったが各機関が集まり情報が共有され、支援へとつなげる事が出来た。改めて連携の大切さを感じた。

このことから冷静に解決に導き支援につなげられるよう、より具体的で明確な表の作成を期待したい。

副会長： ヤングケアラーという言葉自体言われるようになって間もない。自分がヤングケアラーだという自覚を持った子供も少ない。これまで当たり前だと思って手伝っていた子たちがパンフレットを見ることによって、自分はどこかに相談ができるんだ、ヤングケアラーだったんだ、という自覚をすることもとても大事である。相談だけで気分的に楽になることもあるとは思いますが、解決に向けてどうするというのが一番大事だが、教育だけで出来る内容ではない。

実際こういう問題を抱えた子供がこんな解決に至ったという事例がこれからは出てくるので、これらをプライバシーに配慮しながら公開できる範囲で知らせることによって解決に向けて見通しが持てるようになるのでは、と感じる。

会長： この後、人権教育全般について、各委員から意見を伺う予定である。まずは各委員から意見を伺い、最後に事務局からヤングケアラーの問題を含めて、一括して事務局の意見を伺いたい。

(2) 人権教育全般について

会 長： 委員全員から人権教育についての意見や助言を発言いただきたいと思う。

委 員： 長年保育士をしていて、最近虐待の法律ができたにもかかわらず痛ましい事件が続いている。特に社会と接点を持つ家庭の、幼児はまだ幼稚園に行ったりするが、0～3歳児の保育所に行っていない家庭での事件がすごく多くなっているかなど。少しでも教育というどうしても幼稚園からという意識があるが、乳児の、生まれた時から人権があるんだよ、というところの視点に立って物を申す、というかお話しできる人が一人でもいればよいかな、と思い公募に申し込んだ。

そこのまわり、取り巻く多様な家庭環境に乳児をお持ちの家庭に、もっと大人に分かりやすく人権というものを啓発できることによって、それが幼児教育、小学校、中学校、高校とつながっていく、意識を高まっていく、スタートが足りないかな、と思い参加した。

委 員： 人権教育推進協議会は2002年に設置され、以来20年になる。この20年の中で最も大きく変わったのは私たちの生活がインターネットと深くかかわりながら行われるようになったということではないだろうか。高齢者も含め、年齢を問わず見られる大きな変化だと思う。そうした中でプライバシーの侵害や名誉棄損、他人への誹謗中傷、差別の助長など色々な人権侵害の問題が起こってきている。子どもたち、若い人たちの中でSNSによっていじめであるとか性被害、薬物の被害、こういうものに巻き込まれる事例も増えてきている。こういう問題は極めて現代的な人権侵害事案といえる。

こういう極めて現代的な人権侵害事案を防ぐためには、法律や条例といった制度面の対応もさることながら、この協議会の主目的である人権教育の役割が大変大きい。特に小学生、中学生、高校生などの年代層に対して学校教育の中でインターネットやSNSとの付き合い方をしっかりと教えて、かつそれを定着させるということが現在大変大事になってきていると感じる。

例えば、「ネットの情報はそのまま真に受けてはいけない」、「匿名の発信だからと言って他の人を差別、中傷するようなことを発信してはいけない」といった基本的な情報モラルを授業の中でしっかりと教えて、小さいうちから身に付けてもらう、そういうことが極めて大事になってきていると思う。

人が身に付けるべきことは、かつては「読み書きそろばん」と言われていたが、今日では「読み書きと情報モラル」と言ってもよいのではないか。

委 員： 児童虐待について、令和3年度の件数は今までの件数を大きく上回るのではと懸念されている。そうした中、先ほど国会では児童福祉法が改正されて、その中の一つに児童の意見聴取等の仕組みの整備、そういうものがある。これまでも行っていることではあるが、児童が施設に入るときに、児童の意見・意向を勘案する、そういったことが改めて明示された。その意味で子供が自分の意見を言えることが大切なわけで、周りの人の人権も大切だが自分自身の人権、ヤングケアラーや虐待など、自分自身の人権を大切にして、自分の意見をきちんと述べられるようにしていくことが大切と考える。

委 員： ヤングケアラーの支援、学校における支援については学校の先生方に負担をかけさせたくない。当然かかわることは大事なのであるが、負担はかけさせたくない。

い。そのために教育委員会と福祉機関がしっかりと連携して取り組まなければならない問題である。また、ケアラーの問題、ヤングケアラーもそうだが日本社会の大きな問題であり、福祉全体から考えていかなければならない問題である。昨今色々な人権侵害の問題が社会で見られるが、まずは学校においてしっかりと人権意識、人権感覚を育てていかななくてはならない。これからもしっかりと学校に向けて教育委員会として取り組んでいかなければならないと改めて感じた。

委員： 私の会館は人権教育の中で女性やLGBTQなど、ジェンダー平等を目指して取り組んでおり、そういったものを実現するために色々な事業に取り組んでいる。特に研修を通して分かってきたのが社会の中で中々こう女性の不利益な立場が変わらない、少しずつ変わりつつはある、近年で言うならアンコンシャス・バイアスという無意識の差別、そういったものをなくしていこうという動きはあるが中々アンコンシャスなのでなくするのが難しい。そうした中で今は例えばTVなどで女性に関する不適切な言動があると叩かれる、タレントさんも気を付ける、そういう風になってきていると感じる。

我々の使う言葉で「ジェンダー主流化」、文書の発表でもなんでもいいが企画したりする時に、女性の視点、LGBTQの視点を一度入れていくことがジェンダー主流化であり、そうすることでアンコンシャス・バイアスに気付く、そうした機会が設けられる、だんだんそういう風になりつつあるのかな、と感じている。

そういう社会は煩わしいと思うかもしれないがそれがあたり前なんだ、と。欧米ではそれがあたり前なのに日本で（ジェンダー平等に配慮しない）発言があると海外から厳しい声上がる。例えば昔喫煙はあたりまえであったが今は医学が進歩してだんだん、今度はタバコを吸う人が少なくなっていると思うが、そうした動きがジェンダーにも始まっているのかなと感じている。我々の団体も今は文部科学省にいるが、内閣府に移すという議論も出ているので、重要視されつつあるということをひしひしと感じている。

委員： 学校現場で教員の生の声の中でヤングケアラーの話が主題になっていて、では現場でヤングケアラーについて話題がよく出ているか、というと中々ないかな、という状況。社会の中での浸透ということもあるが、人権課題がたくさんある中で、学校現場の人間として少しでも色々な情報提供が出来ればよいと考えている。

委員： 私は人権教育で一番大切なのは命の教育だと思う。先日も電車で人身事故があったが、その時に乗っている人の「ちえっ」という感情。これは私にもどこかにあるのですが、こうした感情。その中で一人の命が奪われているということを重く受け止めたいな、と思う。そのためにも命の大切さをしっかりと教えていくことかな、と思っている。

委員： 新たな人権課題ということでインターネットによる人権侵害、性的指向・性自認、ヤングケアラー、学校現場でも色々難しいなと感じている。今、命の大切さ、とあったが私もそこに尽きるかなと思っている。実践ということで次回色々な紹介ができればと思う。

委員： ブラック校則について色々思うことはある。生徒指導課の扱う内容なのかな

とも思うが、ブラック校則を考える上で人権感覚が一番必要である。この実施方針の中にブラック校則は伝えていないが、ここはコラボして生徒指導課と協力しながら生徒指導を改善していくことは必要だと思う。

委員： スクールカウンセラーの話をさせていただく。現場でいうとスクールカウンセラーが各教育事務所に4名いるが予約の取りにくい状況が続いている。すなわち相談件数が多い。定期的に相談を受けられるようにしているところもあるが、今回ヤングケアラー、性の多様性を踏まえてもっと相談したいな、という生徒がいるときに、やはりすぐに対応できる状況にはない。

生徒指導課の案件とは思いますが人員を増やしていただくとか、予算を増やしていただくとか学校も生徒が相談しやすい、寄り添った体制が取れるので考えていただきたい。

委員： 私が見ている学生に聞くと、子どもの権利条約を読んだことのある学生はほとんどいない。こども基本法も出来たことだし、子どもの権利条約を土台に置いて学習を作っていくことは必要だと思う。自分が大切にされているかどうか、だと思う。

委員： 私は社会教育の視点からだが、何ができるか。人がつながるコミュニティづくり、そして、その地域社会で、人権意識、人権感覚を高めていくことが肝心と、そう思っている。

委員： 中学校、夜、学校を通るとまだ電気がついていて、現場の先生と話すと学校の働き方改革で学校の部活動は週一回休みを作っている。残業も何もしないで帰るとしている。若い先生は、特に結婚していない先生は子供たちを見たい、練習をしたいという方が多いが、結婚して子供を持たれている教職員のかたは、まあ、部活を見ないで帰りたい、学校にいる時間が長い、とっている。そういった働き方改革についても考えていただきたい。

委員： 人権擁護委員は人権啓発という視点で情報提供を図っていく。通知で委員から意見を、とあったので、別の機会があれば、お礼が中心であるが是非言わせていただきたい。

委員： 人権の世紀という声を聴く。社会全体としてはどの位盛り上がっているか、今日は委員の皆さんから多くの御意見をいただいた。ヤングケアラーの条例でいうと3条に理念が書いてある。社会全体で支援する、とある。ヤングケアラー支援は一つの切り口で、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、自殺、不登校、引きこもり、様々ある、その中で教育だけでなく様々な人でこれに取り組んで行こう、子ども食堂など様々なところで取り組んで行こう、ということである。私はもっと委員の皆さんの声をいただきたい。たくさんの人を巻き込んで素晴らしい協議会、埼玉にしてほしい。

副会長： 事業概要の中で様々な計画をお出しいただいている。新型コロナの中で令和2、令和3年度は思うようにできなかったと思うがその中で工夫して実施されてきたことかと思う。だからこそ、本年度はWEB開催等も取り入れながら進めること

になっているが、計画通り実施することを期待するとともに、どんな成果が上がったかを1月に聞かせてもらいたい。

事務局： 御意見ありがとうございました。個々の人権課題に沿って様々な取組を進めていくが、それらに共通する人権尊重、命の大切さという話も出たし人権感覚もそうであるが、人権感覚全般に共通することを忘れずに進めていきたい。

そして関係者のつながり、ということになる。学校教育の話が多かったが、社会に開かれなければならないし、児童委員、民生委員、PTAの皆さんももちろんそうですし様々な主体との繋がりをしていくということが必要であろう、と考えさせられた。ヤングケアラーの支援もそうだが様々な福祉関係との繋がり、施策を進めていきたい。福祉部門でも様々な取組を進めているので、その流れと我々の流れが合わさって進めていかななくてはならない。

そのうえで、学校教育の中で教師の負担軽減の御意見をいただいた。今日紹介した取組を含めて過重な負担を促すものであってはならない、スタンスとして学校の先生が困っていることを支援するものでなくてはならないと考えている。

最後に委員からご質問にあった2点、早期発見の深堀り、県として推奨する方法、ヤングケアラーですね。これは宿題とさせていただきたいと思う。もうひとつはヤングケアラーが18歳以上になったとき、これも今年度事業計画でやっているヤングケアラーサポートクラスの中で元ヤングケアラーの方にお話しをいただいている。交流会も計画しているが、その中で生徒が自分が18歳以上になったときにどう生きていけるか、ある種のロールモデルのようなものを生徒が感じ取っていけるといいな、と考えている。

会長： 私はこういう議論、話し合いができるのが日本の素晴らしいところだと思う。埼玉はこうした点でリーダーシップをとる力があると思う。一点注文するとすれば、こうした、これだけ話し合っているということが伝わらない、公的にこれだけ考えていることが伝わるだけでも救いになると思うので是非この場を大事にしていただければと思う。

3 その他
なし

4 閉会